

男女共同参画社会づくり表彰（ハーモニー及びチャレンジ表彰）実施要綱

1 目的

この表彰は、秋田県の男女共同参画社会の形成に関して、顕著な活躍をした個人又は団体を表彰してその活躍を称えるとともに、男女共同参画に対する県民の一層の関心を高め、男女共同参画社会づくりの実現に資することを目的とする。

2 表彰の対象

(1) ハーモニー賞

男女共同参画社会実現に向けて、これまで地道な活動を重ねてきた個人又は団体であって、顕彰することによって男女共同参画社会のあるべき姿を具体化し、今後の社会づくりへの指針を示すことができると認められる者

(2) チャレンジ賞

従来女性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた女性又は団体、従来男性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた男性又は団体であって、顕彰することによってチャレンジの身近なモデルを示し、男女共同参画社会実現のための気運を高めることができると認められる者

3 候補者

「男女共同参画社会づくり表彰」候補者（以下「候補者」という。）は、次に掲げる団体・機関又は地域における男女共同参画を推進する者の推薦によるものとする。

- (1) 市町村
- (2) 男女共同参画センター
- (3) 庁内関係課及び地域振興局
- (4) 男女共同参画「あきたF・F推進員」
- (5) その他各種団体

4 選考委員会

男女共同参画の推進に関係のある委員で構成される「男女共同参画社会づくり表彰」選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

5 受賞者の決定

- (1) 受賞者は、各賞1名又は1団体とする。
- (2) 委員会は候補者のうちから選考し、受賞者を決定する。

6 表彰等

- (1) 表彰は、表彰状及び記念品を授与してこれを行う。
- (2) 表彰は、男女共同参画推進月間の毎年6月に行う。

7 表彰に関する事務

表彰に関する事務は、秋田県人口戦略部男女共同参画推進課において行う。

附則

この要綱は、平成17年3月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。